

児童館の経営方針

藤沢市児童館5ヶ所の管理運営業務を遂行するにあたり、条例および規則を遵守した上で、公益財団法人藤沢市みらい創造財団（旧財団法人藤沢市青少年協会）として平成17年度より19年度の3年間、また、20年度より24年度の5年間、計8年間の間、指定管理者として培った経験や成果、実績を最大限に活かした施設運営に努めてまいります。

当財団における管理運営業務については、子どもが子どもらしく生き生きと生活する環境を提供し、地域ぐるみで子どもを育て、子ども一人ひとりが安全で安心できる居場所づくりを目指します。また、利用者や地域の声を聞き、運営や活動に反映し、利用者に対する適切な対応や援助をおこなってまいります。児童館が多くの子供たちにとっての居場所となり、「遊び」を通して育つことのできる場となるよう努めます。

■ 公の施設の管理者としての考え方

当財団は長年にわたり、たくさんの公的施設の管理運営をおこなってきた実績を活かした施設管理をおこなうとともに、以下の9項目を心構えとして運営をします。

公の施設の管理者としての心構え

- 1 藤沢市と密接な連携を図り、市の施策に沿った運営をおこないます。
- 2 市民が公平に施設利用および事業参加できるよう、公平性透明性のある運営をします。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、施設利用者および事業参加者が安心して利用できる施設づくりをおこないます。
- 4 藤沢市の青少年育成の基本的方針である「ふじさわ子ども・若者計画」を理解し、全ての子ども・若者に応じた事業展開、施設運営を目指します。
- 5 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を理解し、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど環境に配慮した施設運営をおこないます。
- 6 「藤沢市人権施策推進指針」を理解し、誰もが公平に施設利用および事業参加できるよう配慮した施設運営をおこないます。
- 7 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」および「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」を理解し、当財団においても同様の規定を整備し、規定に準じた施設運営をおこないます。
- 8 施設に関する条例に定められた事項、その他関連する法令を遵守し、法とモラルを守った施設運営をおこないます。
- 9 指定管理業務に関する仕様書に従い、藤沢市と定期的に連絡をとりつつ、庶務業務に関する文書および事業計画書・事業報告書を適切に作成し提出します。